11月 第256号 交通安全だより

兵庫県 特殊詐欺対策・くらし安全課

交通事故発生状況(９月末)

区分／年	件数（件）	死者（人）	傷者（人）	重傷
8年9月末	10,084	88	11,745	632
7年9月末	10,441	72	12,316	616
増減数	−357	+16	−571	+16
増減率	−3.4	+22.2	−4.6	+2.6



交通死亡事故が 激増！

歩行者の交通ルールについて



反射材も大事！

以下の違反は一例です



歩行者にも守るべき交通ルールがあります。確認してみましょう！



『**歩行者横断禁止**』標識があるところでは、横断してはいけません

※罰則　２万円以下の罰金または科料



『 **赤信号での横断** 』

※罰則　２万円以下の罰金または科料

歩行者も信号に従う義務があります。

赤信号は『止まれ』の合図です。

青信号に変わるまで待ちましょう！

『**横断歩道付近で横断歩道を渡らない**』



※罰則　２万円以下の罰金または科料

歩行者は、横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければなりません。

踏切事故防止キャンペーン



≪期間≫令和8年11月1日(日)～11月10日(火)

カンカンカン　鳴って渡るの　アカンアカン

直前運転　無謀運転　より一層のご協力をお願いいたします。





県Instagramでも解説しています！

しない！させない！過積載運行

貨物自動車の過過積載運行は、ブレーキが効きにくくなり、重大な事故を引き起こす危険性が高く、道路の損傷の原因となることに加え、有害な排気ガスを発生し環境にも悪影響を及ぼします。

